

熊本大学大学院社会文化科学教育部博士後期課程における
論文提出による博士の学位に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、熊本大学学位規則（以下「学位規則」という。）第23条の規定に基づき、熊本大学大学院社会文化科学教育部博士後期課程（以下「本課程」という。）における学位規則第3条第5項に規定する論文提出による博士の学位論文の審査及び最終試験等に関し必要な事項を定める。

(学位申請の資格)

第2条 論文を提出することによって学位を申請することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者
- (2) 大学院の修士課程を修了した後、4年以上の研究歴を有する者
- (3) 大学を卒業した後、7年以上の研究歴を有する者
- (4) その他教務委員会において前3号と同等以上と認めた者

2 前項第2号及び第3号の研究歴とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 大学又は大学院の専任教員として研究に従事した期間
- (2) 大学院の学生として在学した期間
- (3) 官公庁、会社等において研究に従事した期間
- (4) その他教務委員会において前3号と同等以上と認めた期間

(学位申請資格の審査)

第3条 論文を提出して学位を申請しようとする者は、次条に規定する申請の前に、学位申請資格の審査を申請しなければならない。ただし、前条第1項第1号に規定する者で本課程を退学したのものについては、学位申請資格の審査を免除する。

2 前項に規定する申請は、学位申請資格審査願（別紙様式1）とともに次に掲げる書類を添え、教育部長に提出して行う。

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 履歴書（本学学位規則別記様式第6） | 1部 |
| (2) 出身学校（最終学校）の卒業（修了）証明書 | 1部 |
| (3) 論文目録（本学学位規則別記様式第6） | 1部 |
| (4) 研究業績目録（別紙様式2） | 1部 |
| (5) 研究指導担当教員の推薦書（別紙様式3） | 1部 |

3 教授会は、第1項に規定する申請があったときは、教務委員会に付託し、申請者が前条に規定する学位申請資格を有するか否かを判定し、教育部長がその結果を申請者に通知する。

(学位の申請)

第4条 論文を提出して学位を申請する者は、前条第3項の資格を有する旨の判定通知を受けたときは、学位論文審査願（別紙様式4）とともに次に掲げる書類等を提出しなければならない。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 学位申請書（本学学位規則別記様式第6） | 1部 |
| (2) 履歴書（本学学位規則別記様式第6） | 1部 |
| (3) 学位論文 | 6部 |
| (4) 論文要旨（別紙様式5） | 6部 |
| (5) 論文目録（本学学位規則別記様式第6） | 6部 |
| (6) その他参考論文等 | 各2部 |

第4条の2 博士の学位を授与された後に当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表しようとする者は、前条の書類等に加え、熊本大学博士論文のインターネ

ット公表に伴うガイドラインに規定する博士論文要約公表申請書を教育部長に提出しなければならない。

(審査委員会)

第5条 教授会は、前条の規定に基づいて学位の申請があったときは、申請者ごとに審査委員会を置く。

2 審査委員会は、教授会の構成員の中から次に掲げる者で組織する。

(1) 提出された学位論文の内容に関係の深い学術領域の教授、准教授又は講師3人

(2) 前号以外の学術領域の教授、准教授又は講師1人

3 審査委員会には、教授会の議を経て、以下の委員を1人加えることができる。

(1) 熊本大学の他の大学院の教授、准教授又は講師

(2) 他大学の大学院又は研究所等の教員等

4 審査委員会に主査を置き、委員の互選によって定める。

(最終試験等)

第6条 審査委員会は、学位論文を中心とする筆記又は口頭による最終試験を行う。

2 審査委員会は、前項の試験のほか、提出された学位論文の内容に関係の深い学術領域の専門科目及び専門の学術研究を行うために必要な外国語について、筆記又は口頭による試問を行う。

(論文発表会)

第7条 審査委員会は、最終試験終了後学位論文の公開発表会を開催しなければならない。

(論文審査等の結果の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験が終了したときは、学位審査結果報告書(別紙様式6)を教育部長に提出するものとする。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、論文提出による博士の学位に関し必要な事項は、教授会の議を経て、別に定める。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。